## 一般質問通告書

次の件について、会議規則第 60 条の規定により、一般質問の通告をいたします。(全体所要時間 60 分)

令和 5 年 11月 28日 午前·午後 時 分 受付

広陵町議会議員 山田美津代 印

広陵町議会議長 山村 美咲子様

## 質問の要旨(できるだけ具体的に)

答弁者

質問事項 1、広陵町の公共施設への考え方をお聞きします。

町長

<内容>中央公民館建て替え要望が起きてから6年たとうとしています。

この町民の思いよりも総務省の公共施設縮減計画に沿った計画を進めようとされていますが、そこに町民の生きがいや公民館の果たす役割の大きさはみじんも検討されていません。

でも広陵町で暮らす町民の思いはこの広陵町を文化豊かな町にして心穏やかに生き がいを持って老後暮らしたい、働きたい、子育てしたい、学びたいと思われているの ではないでしょうか。

又、軽運動室を4月1日から指定管理から町に変換されますが、その折に7000人からの超人気の軽運動室を使用停止です、と利用者に何の説明もなくチラシー枚配布でのお知らせはあまりにもひどいやり方です。Koco―bizのオフィスに改造するからときいて利用者はお怒りです。

町長は先日の議員懇談会で

「公民館を全く使われない方、使っている方様々理念に基づいて原点に立ち返って議論をしたい、街づくりをどう進めていく理念がいる、<u>手順をしっかり踏んで</u>税金をどう配分していくか、街づくりにどう反映していくか議論をしたい」と述べられました。

何をするにも手順をしっかり踏んでいただくことが重要です。

このことを怠って進めた事業は、奈良市が公民館移転縮減計画を撤回されました、埼 玉県議会で虐待防止条例の一部改正案が提出され児童を放置してはならないとの内 容を追加する案も取り下げられました。

どちらもしっかりと当事者のご意見を聞かずに進めた例、手順を踏まづに進めた計画 だと思います。

皆さんとともにいい町づくり!魅力ある町づくりは私のモットーと町長は言いながら本来町民との協働で作り上げていく「町づくり」が公民館建て替え問題では東洋大学 PPP センターとの協働にすり替わっています。

協働のまちづくりをうたっている自治基本条例に沿って物ごとを進めていただきたい。

町民の要望に沿った結論を出す時ではないですか! 7年になりますよ。

1

質問事項2,のる一と元気号について、

<内容>

朝は遅れが生じることが多いというお声があり、乗務員さんも支持通り走っていても 車止めがあって通れない道で引き返して違う道を行くことなどが多く時間がロスにな る。会社には伝えているとのことでした。

この予約時間に遅れる事象をどう解決されますか?

電話予約の方は停留所でまだかまだかと待たなくてはならず、「こんなに待たされる ならもう使わない。」と言われています。

折角町民の足の確保のために導入した予約式乗り合いタクシーがもう一つ配慮されないために使えない物になってきていると思います。

香芝市のように自宅まで行けるよう改善を図るべきではないですか?

また五位堂駅や医院、薬局前に停留所を設けることも改善を。

町長

質問事項 3、クリーンセンター跡地問題と、15年前交わされた各地域との協定書(広 陸町新清掃施設設置及び操業に関する協定書)について

<内容>11月9日に開催されたごみ町民会議の傍聴に行き資料など頂いてまいりましたが、現施設の解体と、今後の跡地利用の検討の場について各町民会議委員さんへのアンケートを取られて決めていくとの会議の内容でした。

15年前交わされた周辺地域大字との約束は守らなくてよいのですか?

協定書の第7条(操業期間終了後の跡地利用)では、公園緑地、教育文化施設、体育施設、福祉施設に活用するものとし施設操業開始後7年で協議を開始し、10年を経過する日(平成29年3月)までに決定するものとする、と明記されていますが期日はとっくに過ぎています、ワンダーランド計画なども配置図も示されていましたね、

第3条では操業停止後2年以内に施設を撤去するものとありますが、いつまでに撤去される予定ですか?

協定違反にはなりませんか?

質問事項4、西幼稚園跡地の進捗状況をお聞きします。

<内容>

民間業者のサウンディングにより子ども支援の施設にしていきたいとの事はどうなり ましたか?

何社からどのような計画案が示されていますか?

町長

質問の内容につきましては、詳細に入してください。